# 第48号議案

## 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

#### (別紙)

協定項目番号	3 5	協定項目名	国民健康保険事業の取扱い			
		調	整	内	容	

国民健康保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。

#### (1)保険料の賦課について

賦課形態は保険料とする。ただし、合併年度は現行どおりの保険税または保険料とする。 保険料については、当面現行どおりとし、平成22年度の統一に向けて不均一賦課を採用 し、必要な改定を行う。

賦課方式については、平成22年度より医療保険分3方式(所得割・均等割・平等割) 介護保険分2方式(所得割・均等割)とする。

#### (2)保険料の納期について

保険料の納期については、久留米市及び北野町の例により10期とする。

#### (3)被保険者証について

被保険者証については、被保険者ごとの個人単位とする。

#### (4)無受診者表彰について

無受診者表彰については、現行どおりとし、新市になって実施の可否を検討する。

### (5)はり灸助成について

はり灸助成については、被保険者を対象に、はり灸及びあん摩マッサージの利用について、年間60回を限度に助成を行う。